特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年3月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	1. 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 2. 医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※②から④については、社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託する。
③システムの名称	中間サーバ、団体内統合宛名システム、生活保護システム、住民基本台帳ネットワークシステム、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル	名
生活保護受給者情報ファイル	,
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、2項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第15条
4. 情報提供ネットワーク:	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、11号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116及び120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第9条)
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	健康福祉部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	・訂正・利用停止請求
請求先	総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康福祉部 生活支援課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か 令和4年12月26日 時点							
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	4年12月26日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書		/重点項目	評価書又は全	3) 基礎項目評価書為	
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス	テムを通	じた入手を関	≩<。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	D委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や作	青報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた提供		〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてい	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
8. 監査						
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外音	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
9. 従業者に対する教育・程	李発					
従業者に対する教育・啓発	[-	├分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所 属長	生活支援課長 石川 克美	生活支援課長 須田 均	事後	所属長の変更
平成27年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所 属長	生活支援課長 須田 均	生活支援課長 堀田 元	事後	所属長の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	システムの追加
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	Ⅳリスク対策	_	9項目追加	事後	新様式への切替え
平成31年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所 属長	生活支援課長 堀田 元	生活支援課長	事後	所属長の変更
令和1年11月27日	IIしきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和3年1月13日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる	命令の条文を加筆修正等行った。【加筆】「第 23条」、「第24条」を加える。【修正】「第59条	令和3年1月13日時点	事後	法令上の根拠の変更
令和3年1月13日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所	生活支援課長	令和3年1月13日時点	事後	所属長の変更
令和3年1月13日	Nリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託	令和3年1月13日時点	事後	委託の有無の変更
令和3年12月3日	【関連情報 4.情報提供	法令の条番号等を加筆修正等行った。【加筆】 「番号法別表第二の113項」を加える。「命令	令和3年12月3日時点	事後	法令上の根拠の変更
令和4年12月26日	ネットワークシステムによる I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる	法令の加筆を行った。【加筆】「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金	令和4年12月26日時点	事後	法令上の根拠の変更
令和4年12月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月13日時点	令和4年12月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和4年12月26日	IIしきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月13日時点	令和4年12月26日時点	事前	判定基準日の見直し
令和6年2月21日	正有数 いっぷ点の計数が I 関連情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて 生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を 行う。	1. 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 返を行う。 医療扶助におけるオンライン資格確認に係る事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴を管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴を等向け中間サーバー等における資格履歴を等向け中間サーバー等における人産認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	事業の追加
令和6年2月21日	報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	中間サーバ、団体内統合宛名システム、生活 保護システム、住民基本台帳ネットワークシス テム	中間サーバ、団体内統合宛名システム、生活 保護システム、住民基本台帳ネットワークシス テム、統合専用端末、レセブト管理システム、 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事業の追加に伴うシステム の追加
令和6年2月21日	IIしきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月26日時点	令和6年2月21日時点	事前	判定基準日の見直し

	ura.	
明	y	
۲.		